政　令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百三号」を「第二百四号」に改め、同条に次の一号を加える。

二百四　地域福祉推進支援臨時特例交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十五号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「千二百億円」を「一兆千八百三十億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月六日　　厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～二百一　（略）	一～二百一　（略）
二百二　二―（四―ブトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
二百三～二百八十七　（略）	二百二～二百八十六　（略）
二百八十八　Ｎ―メチル―Ｎ―（プロパン―二―イル）―七―メチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
二百八十九～二百九十六　（略）	二百八十七～二百九十四　（略）
二百九十七　一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（プロピルアミノ）ブタン―一―オン及びその塩類	（新設）
二百九十八～三百三十七　（略）	二百九十五～三百三十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。